

(特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例の対象となる住宅用の家屋の要件等)

第四十条の五 省 略

2・3 省 略

4 法第七十条の三第三項第四号に規定する政令で定める工事は、次に掲げる工事で相続税法の施行地で行われるもののうち、当該工事に該当するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

一〇四 省 略

五 家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定める高齢者等(法第四十一条の十九の三第一項に規定する高齢者等をいう。)が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替(前各号に掲げる工事に該当するものを除く。)

六〇八 省 略

5〃16 省 略

(個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除)

第四十条の七の八 法第七十条の六の八第一項に規定する特定事業用資産を有していた個人として政令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者とする。

一 法第七十条の六の八第二項第一号に規定する特定事業用資産(以下この条において「特定事業用資産」という。)を有していた者が法第七十条の六の八第一項の規定の適用に係る贈与(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条において同じ。)の時点において当該特定事業用資産に係る事業(同号に規定する事業をいう。以下この条及び第四十条の七の十において同じ。)を行っていた者である場合次に掲げる要件の全てを満たす者

イ 省 略

ロ 当該事業について、当該贈与の日の属する年分、その前年分及びその前々年分の所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書を同項第四十号に規定する青色申告書(法第二十五条の二第四項(令和八年分以前の年分にあつては、所得税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)第七条の規定による改正前の租税特別措置

(特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例の対象となる住宅用の家屋の要件等)

第四十条の五 同 上

2・3 同 上

4 同 上

一〇四 同 上

五 家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定める高齢者等(法第四十一条の三の二第一項に規定する高齢者等をいう。)が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替(前各号に掲げる工事に該当するものを除く。)

六〇八 同 上

5〃16 同 上

(個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除)

第四十条の七の八 同 上

一 同 上

イ 同 上
ロ 当該事業について、当該贈与の日の属する年分、その前年及びその前々年の所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書を同項第四十号に規定する青色申告書(法第二十五条の二第三項の規定の適用に係るものに限る。)により所得税の納税地の所轄税務署長に提出していること。

法第二十五条の二第三項)の規定の適用に係るものに限る。)により
所得税の納税地の所轄税務署長に提出していること。

二 省 略

2 38 省 略

(個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除)

第四十条の七の十 法第七十条の六の十第一項に規定する特定事業用資産を
有していた個人として政令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に
応じ当該各号に定める者とする。

一 法第七十条の六の十第二項第一号に規定する特定事業用資産(第三十
五項第三号を除き、以下この条において「特定事業用資産」という。)
を有していた者が法第七十条の六の十第一項の規定の適用に係る相続の
開始の直前において当該特定事業用資産に係る事業を行っていた者であ
る場合 当該事業について、当該相続の開始の日の属する年分、その前
年分及びその前々年分の所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確
定申告書と同項第四十号に規定する青色申告書(法第二十五条の二第四
項(令和八年分以前の年分にあつては、所得税法等の一部を改正する法
律(令和八年法律第 号)第七条の規定による改正前の租税特別措
置法第二十五条の二第三項)の規定の適用に係るものに限る。)により
所得税の納税地の所轄税務署長に提出している者

二 省 略

2 38 省 略

(個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があつたものとみなされる場合の特例)

第四十条の八の十一 法第七十条の七の十一第二項の規定により同項の経済
的利益について法第七十条の七の九又は第七十条の七の十の規定を適用す
る場合には、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字
句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

法第七十条の 七の九第一項	認定医療法人(地域に おける医療及び介護の 総合的な確保を推進す るための関係法律の整
	第七十条の七の十二第二項に 規定する経過措置医療法人(第 四項において「経過措置医 療法人」という。)

二 同 上

2 38 同 上

(個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除)

第四十条の七の十 同 上

一 法第七十条の六の十第二項第一号に規定する特定事業用資産(第三十
五項第三号を除き、以下この条において「特定事業用資産」という。)
を有していた者が法第七十条の六の十第一項の規定の適用に係る相続の
開始の直前において当該特定事業用資産に係る事業を行っていた者であ
る場合 当該事業について、当該相続の開始の日の属する年、その前年
及びその前々年の所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告
書と同項第四十号に規定する青色申告書(法第二十五条の二第三項の規
定の適用に係るものに限る。)により所得税の納税地の所轄税務署長に
提出している者

二 同 上

2 38 同 上

(個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があつたものとみなされる場合の特例)

第四十条の八の十一 同 上

同 上	認定医療法人(地域に おける医療及び介護の 総合的な確保を推進す るための関係法律の整
	同 上

<p>備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下第七十条の七の十二までにおいて「平成二十六年改正医療法施行日」という。）から令和十一年十二月三十一日までの間に厚生労働大臣認定を受けた医療法人に限る。）</p>	省略	省略	省略	省略	<p>については</p>
	省略	省略	省略	省略	<p>については、当該経過措置医療法人が当該贈与税の申告書の提出期限において認定医療法人（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下第七十条の七の十二までにおいて「平成二十六年改正</p>

<p>備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下第七十条の七の十二までにおいて「平成二十六年改正医療法施行日」という。）から令和八年十二月三十一日までの間に厚生労働大臣認定を受けた医療法人に限る。）</p>	同上	同上	同上	同上	<p>同上</p>
	同上	同上	同上	同上	<p>については、当該経過措置医療法人が当該贈与税の申告書の提出期限において認定医療法人（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下第七十条の七の十二までにおいて「平成二十六年改正</p>

				法第七十条の七の九第四項		
	省略	省略	（において、厚生労働大臣認定を受けた医療法人に限る。）	認定医療法人（平成二十六年改正医療法施行日から令和十一年十二月三十一日までの間に厚生労働大臣認定を受けた医療法人に限る。）	省略	省略
	省略	省略	（において、当該経過措置医療法人が当該贈与者の死亡による経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期限において認定医療法人（平成二十六年改正医療法施行日から令和十一年十二月三十一日までの間に厚生労働大臣認定を受けた医療法人に限る。）であり、かつ	第七十条の七の十二第二項に規定する経過措置医療法人	省略	医療法施行日」という。）から令和十一年十二月三十一日までの間に厚生労働大臣認定を受けた医療法人に限る。）であり、かつ

				同上	同上	
	同上	同上	（において、当該経過措置医療法人が当該贈与者の死亡による経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期限において認定医療法人（平成二十六年改正医療法施行日から令和十一年十二月三十一日までの間に厚生労働大臣認定を受けた医療法人に限る。）であり、かつ	認定医療法人（平成二十六年改正医療法施行日から令和八年十二月三十一日までの間に厚生労働大臣認定を受けた医療法人に限る。）	同上	同上
	同上	同上	（において、当該経過措置医療法人が当該贈与者の死亡による経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期限において認定医療法人（平成二十六年改正医療法施行日から令和八年十二月三十一日までの間に厚生労働大臣認定を受けた医療法人に限る。）であり、かつ	同上	同上	医療法施行日」という。）から令和八年十二月三十一日までの間に厚生労働大臣認定を受けた医療法人に限る。）であり、かつ

法第七十条の七の十第四項	省略	省略
--------------	----	----

2・3 省略

(登記の税率が軽減される特定の増改築等がされた住宅用家屋の範囲等)

第四十二条の二の二 省略

2 法第七十四条の三第二項に規定する政令で定める工事は、次に掲げる工事とする。

- 一 四 省略
- 五 家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定める法第四十条の十九の三第一項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替(前各号に掲げる工事に該当するものを除く。)
- 六・七 省略
- 3・4 省略

(マンション再生事業により取得する土地に関する権利のうち課税されるものの範囲等)

第四十二条の三 法第七十六条第一項に規定する政令で定めるマンション再生事業は、マンションの再生等の円滑化に関する法律第二条第一項第十四号に規定する再生後マンションの住戸の規模及び構造が良好な居住環境の確保に資するものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合する場合における当該再生後マンションに係る同項第十号に規定するマンション再生事業とする。

2 法第七十六条第一項ただし書に規定する政令で定める部分は、同項第三号の土地に関する権利の価額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額に対応する部分とする。

- 一 法第七十六条第一項第三号に掲げる登記を受ける者がマンションの再

同上	同上	同上
----	----	----

2・3 同上

(登記の税率が軽減される特定の増改築等がされた住宅用家屋の範囲等)

第四十二条の二の二 同上

2 同上

- 一 四 同上
- 五 家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定める法第四十条の三の二第一項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替(前各号に掲げる工事に該当するものを除く。)
- 六・七 同上
- 3・4 同上

(マンション建替事業により取得する土地に関する権利のうち課税されるものの範囲等)

第四十二条の三 法第七十六条第一項に規定する政令で定めるマンション建替事業は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第七号に規定する施行再建マンションの住戸の規模及び構造が良好な居住環境の確保に資するものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合する場合における当該施行再建マンションに係る同項第四号に規定するマンション建替事業(次項及び第三項において「マンション建替事業」という。)とする。

2 マンション建替事業においてマンションの建替え等の円滑化に関する法律第十一条第一項に規定する隣接施行敷地(次項において「隣接施行敷地」という。)を取得しない場合の法第七十六条第一項ただし書に規定する政令で定める部分は、同項に規定する施行再建マンションの区分所有権又

政令で定める部分は、同項に規定する施行再建マンションの区分所有権又

- 生等の円滑化に関する法律第五十八条第一項の権利変換計画において当該登記に係る土地について旧権利（同項第二号の再生前マンションの敷地利用権若しくは再建敷地の敷地共有持分等、同項第五号の隣接施行敷地権又は同項第八号の施行底地権をいう。）を有する者として定められた者であり、かつ、当該旧権利の種別（所有権又は同法第二条第一項第三十六号に規定する借地権（以下この号において「借地権」という。）の別をいう。以下この号において同じ。）と当該土地に関する権利の種別とが同一である場合、当該土地に関する権利の持分の割合から当該旧権利の持分の割合を控除した割合を当該土地に関する権利の持分の割合で除して計算した割合（当該旧権利がその者が単独で有する所有権若しくは借地権である場合又は当該控除した割合が零を下回る場合には、零）
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 一

3 | 法第七十六条第四項ただし書に規定する政令で定める部分は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める価額に対応する部分とする。

- 一 マンションの再生等の円滑化に関する法律第九十一条第二号に規定する除却敷地持分を与えられることとなる者 当該者に係る同項第四号の除却敷地持分の価額から同項第三号の分割実施敷地持分の価額を控除した残額
- 二 マンションの再生等の円滑化に関する法律第九十一条第五号に規定する非除却敷地持分等を与えられることとなる者 当該者に係る

は敷地利用権を与えられることとなるもの（次項において「登記を受ける者」という。）に係るマンションの建替え等の円滑化に関する法律第五十八条第一項第四号に掲げる施行再建マンションの敷地利用権の概算額（次項において「施行再建マンション概算額」という。）から同条第一項第三号に掲げる施行マンションの敷地利用権の価額（次項において「施行マンション価額」という。）を控除した残額に対応する部分とする。

3 | マンション建替事業において隣接施行敷地を取得する場合の法第七十六条第一項ただし書に規定する政令で定める部分は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める価額に対応する部分とする。

- 一 登記を受ける者に係る施行再建マンション概算額から隣接施行敷地持分価額（隣接施行敷地のマンションの建替え等の円滑化に関する法律第五十八条第一項第十三号の価額及び減価額の合計額に同法第二条第一項第七号に規定する施行再建マンションの同項第十九号に規定する敷地利用権に係る登記を受ける者の持分を乗じて得た価額をいう。次号において同じ。）を控除した残額（同号において「権利変換前価額」という。）が施行マンション価額以上となる場合、当該施行再建マンション概算額から当該施行マンション価額を控除した残額

二 登記を受ける者に係る権利変換前価額が施行マンション価額に満たない場合、当該登記を受ける者に係る隣接施行敷地持分価額

4 | 法第七十六条第三項ただし書に規定する政令で定める部分は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める価額に対応する部分とする。

- 一 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第九十一条第二号に規定する除却敷地持分を与えられることとなる者 当該者に係る同項第四号の除却敷地持分の価額から同項第三号の分割実施敷地持分の価額を控除した残額

二 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第九十一条第五号に規定する非除却敷地持分等を与えられることとなる者 当該者に係

4| 同項第七号の非除却敷地持分等の価額から同項第六号の分割実施敷地持分の価額を控除した残額
省 略

(登記の税率の軽減を受ける区域の範囲等)

第四十二条の七 法第八十一条の二第一項に規定する政令で定める区域は、特に重点的に医師の確保を図る必要がある区域として厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合する区域とする。

2| 法第八十一条の二第二項に規定する政令で定める建物は、その建物の新築、取得、増築、改築、修繕又は模様替に要する費用について、政府の補助で財務省令で定めるもの(以下この項において「補助」という。)を受けた建物又は当該補助を受けることが確実であると見込まれる建物のうち、医療の確保に資するものとして財務省令で定めるものとする。
3| 厚生労働大臣は、第一項の規定により基準を定めたときは、これを告示する。

(登記の税率の軽減を受ける特定民間都市再生事業等の範囲)

第四十三条の二 法第八十三条第一項に規定する政令で定めるものは、同項に規定する認定民間都市再生事業計画において定められている都市再生特別措置法第二十五条に規定する都市再生事業のうち、第一号及び第二号に掲げる要件(当該都市再生事業が法第八十三条第二項の規定の適用に係るものである場合にあっては、次に掲げる要件の全て)を満たすものとする。

一 省 略

二 イ又はロに掲げる要件(当該都市再生事業が法第八十三条第二項の規定の適用に係るものである場合にあっては、イに掲げる要件又はロ及びハに掲げる要件)のいずれかに該当すること。

イ 事業区域内において整備される都市再生特別措置法第二条第二項に規定する公共施設の用に供される土地の面積の当該事業区域の面積のうち占める割合(ハにおいて「公共施設面積割合」という。)が百分の三十以上であること。

ロ 省 略

ハ 公共施設面積割合が百分の十以上であること。

5| 同項第七号の非除却敷地持分等の価額から同項第六号の分割実施敷地持分の価額を控除した残額
同 上

(登記の税率の軽減を受ける特定民間都市再生事業等の範囲)

第四十三条の二 法第八十三条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる要件の全てを満たす同項に規定する認定民間都市再生事業計画において定められている都市再生特別措置法第二十五条に規定する都市再生事業(当該都市再生事業が法第八十三条第二項の規定の適用に係るものである場合にあっては、都市の国際競争力の強化に資する建築物として財務省令で定めるものの整備を伴うものに限る。)とする。

一 同 上

二 次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ 事業区域内において整備される都市再生特別措置法第二条第二項に規定する公共施設の用に供される土地の面積の当該事業区域の面積のうち占める割合が百分の三十以上であること。

ロ 同 上

- 三 都市の国際競争力の強化に資する建築物として財務省令で定めるものの整備を伴うものであること。
- 2 省略

(登記の免税を受ける土地の範囲)

第四十四条の四 法第八十四条の五の二に規定する政令で定めるものは、地盤の液化化により同条の地図における土地の境界が当該土地の筆界(同条に規定する筆界をいう。)と相違することとなつた土地として法務大臣及び国土交通大臣が指定するものとする。

2 法務大臣及び国土交通大臣は、前項の規定により土地を指定したときは、これを告示する。

2
同上